

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			法令番号	昭和45年法律第137号		
手続名	一般廃棄物処理施設（焼却施設以外のごみ処理施設、し尿処理施設）の許可（設置・変更）			根拠条項	法第8条、第9条		
審査基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1項のとおり。						
受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間(当該期間には閉庁日を含めない)	目次No.
						60日	1
						標準経由期間 ー 日	